

NORMA

2024
8
AUGUST

社協情報 ノーマ No. 379

特集 社協職員の人材確保、育成、定着支援 〈p.2〉

全国調査から見る市区町村社協職員の現状

- 事例1 研修や面談を通じて職員が組織の方向性を共有
秋田県・美郷町社会福祉協議会
- 事例2 理念を柱とした人材育成と採用の工夫
新潟県・上越市社会福祉協議会
- 事例3 社協の理念につながる人材育成と効果的な人事評価制度の運用をめざして
沖縄県・那覇市社会福祉協議会
- 事例4 市町村社協における人材確保の取り組み 大阪府市町村社協オープンカンパニー
大阪府社会福祉協議会

●社協活動最前線 〈p.6〉

地域住民が主体となる地域福祉協議会の設置とドライブサロン+（プラス）事業
鹿児島県・鹿屋市社会福祉協議会

●ビネットで学ぶ、地域福祉実践【第13回】 〈p.8〉

ビネット10「犯罪歴のある人の地域活動への参加について」（前半）

同志社大学 教授 野村 裕美氏
東京都立大学 准教授 室田 信一氏
豊中市社会福祉協議会 事務局長 勝部 麗子氏

●社協×〇〇 ～他分野との協働で広がる可能性～【第3回】 〈p.10〉

社協×動物愛護

人も犬も猫も安心した生活に向けて協働する

特定非営利活動法人一匹でも犬・ねこを救う会 副代表 松井 ルミ氏（長野県）

●仕事に役立つTopics ～福祉の動きを知ろう 〈p.11〉

住宅セーフティネット法等の一部を改正する法律が成立しました
～住宅政策と福祉政策の連携による居住支援の推進に向けて～

●「基本要項2025」への期待【第4回】 〈p.12〉

青森県社会福祉協議会 地域福祉課 課長 葛西 勇樹氏



社協職員の人材確保、育成、定着支援

現在、わが国では、多くの分野で労働力不足が課題となっている。社協においても、介護サービス事業はもとより地域福祉活動推進や相談支援に従事する職員についても人材確保が厳しい状態が広がり、年齢バランスの偏り、離職者の増加、非正規職員割合の高止まり等、さまざまな課題が生じている。

こうした状況を踏まえ、本号では、市区町村社協職員の現状について全国調査等から概観するとともに、人材確保、育成、定着支援に関する取り組み事例を紹介する。

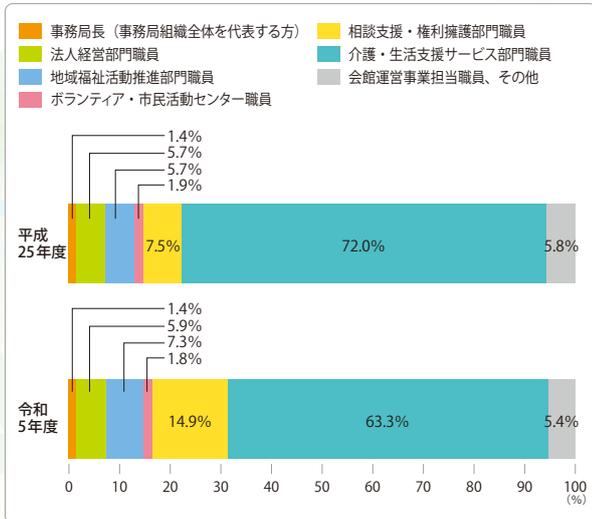
全国調査から見る市区町村社協職員の現状

1 令和5年度市区町村社協職員状況調査結果の概要

全社協地域福祉部では、毎年、市区町村社協の職員数等の把握を目的として「市区町村社協職員状況調査」を実施している。令和5年度調査（令和6年1月1日時点）で把握された市区町村社協職員数の合計は119,178人となっている。

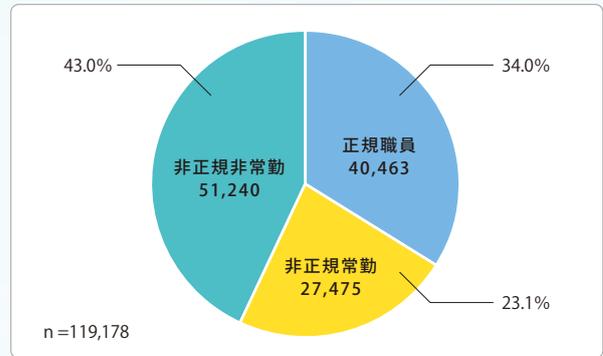
部門別にみると、介護・生活支援サービス部門職員が63.3%と最も多く、次いで相談支援・権利擁護部門職員が14.9%、地域福祉活動推進部門職員が7.3%であった（図表1）。

なお、平成25年度の部門別の職員状況を見ると、介護・生活支援サービス部門職員が72.0%、相談支援・権利擁護部門職員は7.5%、地域福祉活動推進部門職員が5.7%となっている。10年間で介護・生活支援サービス部門の割合が減少する一方で、相談支援・権利擁護部門や地域福祉活動推進部門の割合が増加しており、特に相談支援・権利擁護部門が大きく増加している。



図表1 部門別の職員数

また、雇用形態別にみると、正規職員は34.0%、非正規勤職員は23.1%、非正規非常勤職員が43.0%となっており、非正規職員が6割以上を占める（図表2）。



図表2 雇用形態別の職員数

職員の資格保有状況については、介護福祉士が最も多く24.5%、次いで介護支援専門員が12.5%、社会福祉士が11.3%などとなっている。なお、平成25年度調査では、介護福祉士が23.1%、社会福祉士が6.1%となっており、有資格者の割合が増加していることがわかる（図表3）。

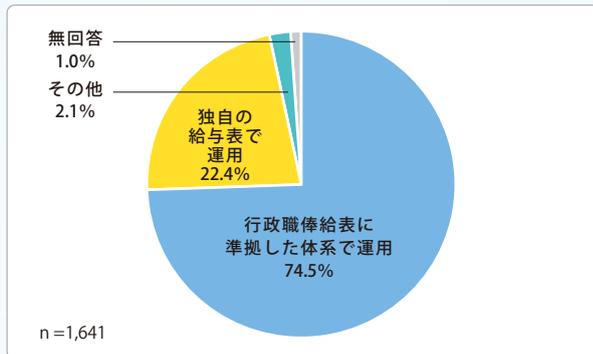
| 資格 | 有資格者数 (人) | 有資格率 (%) | 1社協あたりの平均有資格者数 (人) |
|---------------|---------------|-------------|--------------------|
| 社会福祉士 | 13,470 | 11.3 | 8.1 |
| 精神保健福祉士 | 3,069 | 2.6 | 1.9 |
| 保健師 | 1,000 | 0.8 | 0.6 |
| 看護師(准看護師を含む) | 8,112 | 6.8 | 4.9 |
| 介護福祉士 | 29,239 | 24.5 | 17.7 |
| 保育士 | 8,347 | 7.0 | 5.0 |
| 臨床心理士 | 49 | 0.0 | 0.0 |
| 公認心理師 | 253 | 0.2 | 0.2 |
| 理学療法士 | 265 | 0.2 | 0.2 |
| 作業療法士 | 200 | 0.2 | 0.1 |
| 言語聴覚士 | 68 | 0.1 | 0.0 |
| 管理栄養士(栄養士を含む) | 1,354 | 1.1 | 0.8 |
| 介護支援専門員 | 14,918 | 12.5 | 9.0 |
| 合計 | 80,344 | 67.4 | 48.5 |

図表3 職員の有資格者数・有資格率・1社協あたりの平均資格者数

2 給与、人事管理、研修等の状況

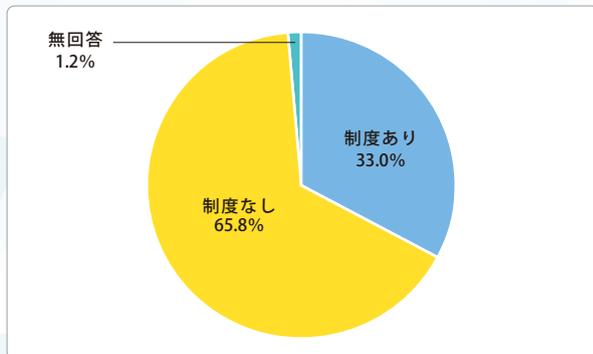
次に、2021年度市区町村社協活動実態調査から、給与や人事管理、研修等の状況について見ていく。

正規職員の給与については、「行政職俸給表に準拠した体系で運用」が74.5%であり、「独自の給与表で運用」が22.4%であった（図表4）。本調査は3年に1回実施されているが、前回（2018年度）調査でも「独自の給与表で運用」は22.4%となっており、変化は見られない。

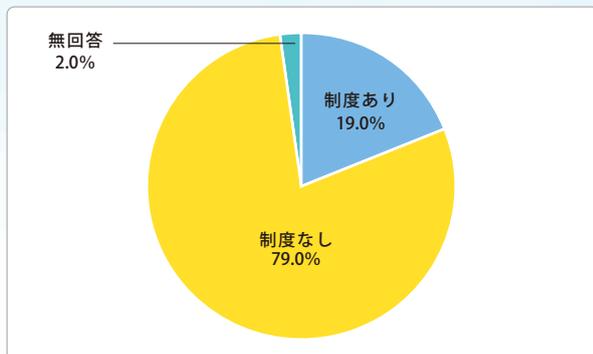


図表4 正職員の給与表

人事考課制度の導入については「制度あり」が33.0%（図表5）、目標管理制度については「制度あり」が19.0%（図表6）であった。前回調査では、「制度あり」が人事考課制度は25.8%、目標管理制度は15.1%であり、少しずつ導入が進んでいることがうかがえる。

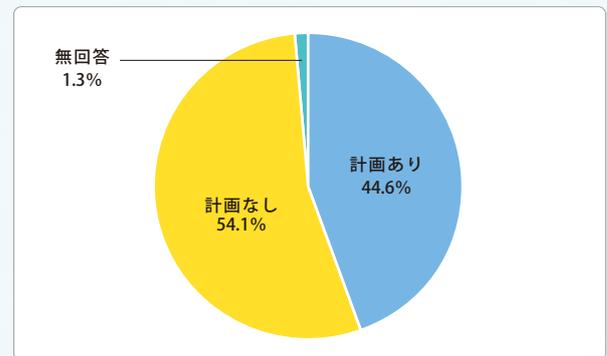


図表5 人事考課制度の導入

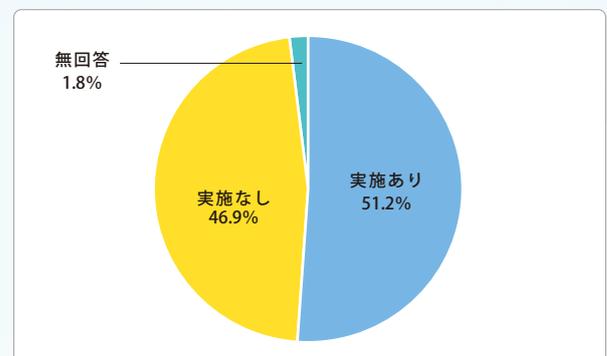


図表6 目標管理制度の導入

職員研修計画については、「計画あり」が44.6%となっているほか（図表7）、局内連携のための事例検討や学習会の実施については「実施あり」が51.2%となっており（図表8）、積極的な研修が行われていることがうかがえる。



図表7 職員研修計画の有無



図表8 局内連携のための部課を横断した事例検討や学習会の実施

3 人材が集まる組織づくり

全国の市区町村社協の職員数は、在宅福祉サービスの展開の本格化により1990年以降急増した。さらに近年、地域福祉の施策化や地域生活課題の広がりのなかで市区町村社協の活動・事業の多様化が進み、これにより業務が専門分化する傾向にあると同時にさまざまな勤務形態の職員が働く組織となっている。

今後、日本全体で人手不足がさらに深刻するなかで、即効性のある対策とともに人材が集まる組織づくりを進めるための中長期的な取り組みが必要になる。特集後半では、人材育成の基本方針の作成、研修や人事管理等の工夫を通じた組織の理念の共有、採用に関する積極的な取り組み等の事例を紹介しているので、ぜひ各社協において参考にさせていただきたい。

事例

1

研修や面談を通じて職員が組織の方向性を共有

秋田県・美郷町社会福祉協議会

美郷町社協では、平成29年度に「秋田県介護サービス事業所認証評価制度」の認証事業所となり、介護職員だけでなく全職員を対象に、キャリアパスや人材育成計画の作成、定期面談等を進めてきた。

キャリアパスについては、新任職員から管理職までの階層ごとに職務内容や職責を明文化するとともに、受けるべき研修や昇格要件を示している。面談については、21項目からなる「自己チェックシート」を活用し、年1回、非常勤職員を含む全職員に対して行っている。

また、新任職員については、入社後1年間で2~4か月ごとに分けたきめ細かな育成計画を策定。これにより必要な項目を漏れなく伝えることができ、1年を終える頃には自信をもって業務を担当できるようになることをめざしている。



先輩と一緒に業務の振り返り

美郷町社協の職員育成のもう一つの特徴は、研修等を通じて社協の事業やめざしている方向を職員全員が理解し、共有できるようにしていること

である。そのきっかけとなったのは、平成16年の社協合併である。それまで別町村だった社協の職員と一緒に働くようになったため、方向性がバラバラではいけないと考え、事務局長・課長・介護事業所長が職員との面談を始めたのである。

現在、美郷町社協の組織体制は、福祉班（総合相談やネットワーク活動、ボランティア、配食サービス事業等を担当）と介護事業班（訪問介護、訪問入浴介護、居宅介護支援事業等を担当）に分かれているが、新任職員研修では所属班以外の業務も必ず体験する。ほかにも上述した「自己チェックシート」に、自らの業務と事業計画の関係性、社協の役割や社協会費の意義等の認識について項目を盛り込んでいる。これにより、所属班以外の事業に関しても住民に紹介したり質問に答えたりすることができるようになったほか、組織内のコミュニケーションも取りやすくなるなどの効果も生まれている。

これからも、誰もが住み慣れた地域で、自分らしく、安心して生活続けることができるよう、支えあいの地域づくり（地域コミュニティづくり）をめざして職員全体で取り組んでいきたい。

事例

2

理念を柱とした人材育成と採用の工夫

新潟県・上越市社会福祉協議会

上越市社協では、令和4年に定めた人材育成基本方針に基づき、計画的な人材育成を進めている。人材育成基本方針の基盤となったのは、上越市社協がこれまでに進めてきた組織理念の明確化やその具体化の取り組みである。

平成21年には社協のあり方検討委員会を設けて組織の理念を検討し、「共に生き共につくる福祉社会を目指す」という理念を掲げた。さらに、平成29年には職員に向けた「理念ハンドブック」を作成。ハンドブックでは、「理念は実際に使うもの」とし、理念を具体化した基本方針や行動指針などを示している。人材育成基本方針では、「理念ハンドブック」の内容と整合性を取りながら、めざす職員像やそのために必要な要素を整理しており、理念に基づく一貫性のある人材育成が図られている。具体的な研修は、階層別、専門別、課題別に分けて実施されているほか、職員の成長を支援することを目的とした育成面談を年に数回実施している。育成面談は、理念実現に向けて各職員が定めた行動目標に対する取り組みについて面談者とともに振り返り、課題や目標を明確にする機会になっている。

加えて上越市社協では、採用においてもさまざまな取り

組みを始めている。新卒採用については、近隣の大学を訪問して求める人材像を紹介するパンフレットを配布したり、インターンシップを実施。他産業と合同の就職イベントにも参加している。

また、介護職員をめざす外国人留学生の受け入れを開始している。来日前に面談を行い、受け入れ決定後に日本語学校へ入学、介護福祉士養成校を経て市社協に入職する。在学中は実習生として受け入れ、介護員としての育成と合わせて生活面をサポートし、関わりを深めることで採用後もスムーズに仕事を行うことができている。日本語は語学学校で習得しているためコミュニケーションにも大きな問題はなく、社協職員の一員として力を発揮している。

日本人に限らず外国人も含めて人材確保が年々厳しくなるなか、今後も市社協が地域で役割を果たし続けることができるよう、戦略的な人材確保や人材育成を引き続き進めていきたい。



令和5年度階層別研修の様子

事例 3

社協の理念につながる人財育成と効果的な人事評価制度の運用をめざして

沖縄県・那覇市社会福祉協議会

那覇市社協が人財育成事業をスタートしたきっかけは、業務過多で情報共有や連携不足等により、早期の退職が続ぎ、改善に向けて取り組む必要が認識されたことである。また、採用しても育成が追いつかない状況もあり、内部での限界と危機感から外部アドバイザーを迎え入れた。

これらの根本問題を把握分析するために最初に実施した職員アンケートおよび個別面談の結果、①組織の方針やルールが曖昧で一貫性に欠ける。②職員間のコミュニケーションや連携が不足している。③役割が示されず、評価がされていない、等が明らかになった。この課題を解決し時代に相応しい地域住民に頼られる社協をめざすために、局内に人事諸制度策定部会を設置、平成30年から「人財育成と人材確保の強化（人事考課とキャリアアップの仕組み構築）」



社協行動理念の作成に向けた研修

を重点方策として本格的に取り組み始めた。

具体的には、職員同士の関係づくりとコミュニケーション力の向上をめざした研修を実施したほ

か、中長期的な人財育成や評価の基となる行動理念を全職員で作り上げた。そのうえで「人事評価制度」と「人財育成型行動評価シート」を作成し、正職員へ導入を開始した。行動評価シートで求める行動、役割と目標設定を可視化し評価することで、具体的な改善行動を明らかにするものである。令和5年からは正職員以外の導入も進めている。

成果として、求める行動の共通認識が増え、相互の理解が深まり、業務課題の把握や承認・助言が直接的に増えることで職員の向上心が芽生えてきた。一方で、①フィードバック不足や面談（対話）での評価軸のズレの修正の困難さ、②人財育成への優先順位づけのための事業精査や面談技術の強化の必要性、③人事評価と賞与等の評価連動による財源の確保等は引き続き課題となっている。これらの解決に向けて、人事評価制度の定着を図り、職員の意識改革と意思疎通のしやすい職場づくりをめざしていく。

人財育成型行動評価の視点

- 1 行動評価：各職位に応じた行動の達成度
- 2 役割評価：各職務に応じた業務上の取組の達成度
- 3 成長・貢献評価：個人及び組織目標に対する貢献の達成度

事例 4

市町村社協における人材確保の取り組み 大阪府市町村社協オープンカンパニー

大阪府社会福祉協議会

大阪府では市町村社協における人材確保の取り組みとして、大学生等を対象に最大5日間の職場体験の受け入れを行う「大阪府市町村社協オープンカンパニー事業」（以下、本事業）を、大阪府市町村社協連合会（以下、連合会）が実施主体となって、平成31年度からスタートしている。

体験内容は各社協で異なるが、「社協の説明」、「地域のサロン活動への参加」、「個別支援ケースへの同行」といった体験を通して、学生が社協事業の「リアル」を知る機会を創出している。

本事業を開始するきっかけは、「個々の市町村社協での採用・求人活動の限界」について連合会で問題提起がされたことである。この問題について連合会内で議論を重ねた結果、学生が比較的参加しやすい短期間での職場体験を、府域で企画・実施することになった。

令和5年度は府域全体で25名の参加があった。最近は、府内だけでなく府外から参加する学生もいる。事業開始から延べ95名の参加があり、体験を機に8名が社協に就職した。また、大学1年生も対象としており、より早い時期から社協をめざす学生を増やすことも狙いの一つである。

参加者からは「漠然と福祉の仕事に就職しようと思っていたが、体験を通して、自分のやりたいことを考えることができた」「地域の活動をサポートする立場のイメージが明確になった」「福祉を学んでいても、社協のことはよく知らなかった。短期間だったが理解を深めることができた」などの感想もあり、参加者が就職先について考えるきっかけや、社協事業への理解につながっている。

事業開始から5年が経ち、「募集時期が不定期なため新卒採用が難しい」「有資格者の応募が少ない」「福祉系学生以外への周知方法」など新たな課題が連合会で挙げられるようになった。今後も本事業を発展させるなど大阪府内社協が一丸となった取り組みを実施したいと考えている。



「大阪府社協オープンカンパニー」で検索

地域住民が主体となる地域福祉協議会の設置とドライブサロン+(プラス)事業

鹿児島県・鹿屋市社会福祉協議会



荒平天神は砂の参道が海に突き出た小高い岩場へと続く珍しい神社で、学問の神様・菅原道真公が祀られている。潮の満ち引きや季節によってさまざまな表情を見ることができる

鹿屋市社協では、町内会等の区域をベースに住民が主体となって地域の困りごとを把握し、情報を共有して問題を解決するための話し合いの場となる「地域福祉協議会」の設置を推進している。令和5年度から、地域福祉協議会の活動支援として、新たな買い物支援の仕組み「ドライブサロン+(プラス)」を作り、地域課題を地域で協力して解決していく仕組みづくりを進めている。地域福祉協議会とドライブサロン+(プラス)の取り組みについてうかがった。

社協データ

(2024年4月1日現在)

【職員数】 86名 (正規職員17人、非常勤職員69名)

【主な事業】

- 重層的支援体制整備事業 (生活困窮者支援等のための地域づくり事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業)
 - ボランティアセンター事業
 - ファミリー・サポート・センター事業
 - 地域子育て支援拠点事業
 - 障がい者基幹相談支援センター事業
 - 生活困窮者レスキュー事業 (かごしまおもいやりネットワーク)
 - 総合相談事業 (心配ごと相談事業)
 - 生活福祉資金貸付事業
 - 地域くらし・ささえあい事業 (新型コロナ特別貸付借受人に対するフォローアップ)
 - 日常生活自立支援事業
 - 法人後見事業
 - 共同募金事業
 - 介護保険事業
 - 赤十字事業
- 等々

「地域福祉協議会」の取り組みについて

鹿屋市社会福祉協議会(以下、市社協)では、令和元年度より「我が事・丸ごと」の地域づくりに向けて、町内会等の区域をベースに、住民と地域の福祉関係者等(町内会役員、民生委員・児童委員、高齢者クラブ会員、高齢者サロン関係者、ボランティア等)が主体となって地域の困りごとを把握し、情報を共有して問題を解決するための話し合いの場となる「地域福祉協議会」の設置を推進している。これまで地区社協や校区社協といった基盤がなかったため、地域福祉協議会をどのような規模にしていくなかで社協内で検討を進め、住民の困りごとを共通の課題として考えられる生活圏域である町内会区域等をベースに組織化することとした。

市社協では社協だよりを全戸配布しており、そのなかで地域福祉協議会について広報を実施。単独の町内会だけではなく、複数の町内会が集まった総会や、ブロック域の集まりの場にも出向いて丁寧な説明を重ねた結果、現在、146町内会中24か所が地域福祉協議会を設置している。

ある地域福祉協議会では、コロナ禍において住民が集まらない時に、住民の困りごとについてアンケートを実施した。市社協から実施の声かけを行ったが、アンケート項目やどのように配布・回収するかの手段については、住民と話し合いながら進めた。回収後はアンケートをみんなで持ち寄り、一緒に確認して課題の整理をしていった。この関わりから、住民が積極的に話し合いに参加してくれるようになったという。

ほかにも、有償の助け合い活動の仕組みづくりに伴走した。ある地域福祉協議会にはその中に16の班があったため、全体で考えるのではなく地区を4圏域に分けてそれぞれに住民の中から担当者を配置。ボランティアを必要とする住

民と、地域のボランティアをつなぎ合わせていくコーディネートも住民が担う形で、地域の困りごとを地域の住民によって解決していく仕組みができあがった。

一方で、山間地域で世帯数が30を切っている地域福祉協議会もある。高齢化率も高く、買い物などの移動の不便さはあるが住民にとっては生まれ育った大切な地域である。住民の気持ちも大切にしながら、市社協として今後このような地域に対してどういった支援ができるのかといった検討も進めているところだ。



住民アンケートの作業風景

「ドライブサロン+(プラス)」の取り組みについて

地域福祉協議会で困りごとアンケートを実施していくなかで、買い物支援の希望が多くみられた。市社協では、社会福祉法人(福祉施設)と連携して法人等の車両やドライバーを活用し、買い物支援や景勝地などに行くドライブサロンを実施していた。しかし市内の法人には限りもあり、これ以上ドライブサロンの実施地域を広げることが難しい現状もあった。そこで、近隣市社協が取り組んでいた地区コミュニティ協議会に対して車両を貸し出す事業に着目した。

運転手については、住民から運転ボランティアを募る方向で検討を進めた。他人を乗せて走るということで、運転ボランティアへの安全運転講習が必要と考え、市内の自動



かのやし 鹿屋市 (鹿児島県)

日本の本土最南端へと伸びる大隅半島のほぼ中央に位置する、大隅地域の交通・経済・産業・文化の拠点となる都市。市の北部は日本の自然百選にも選ばれている壮大な高隈山系が連なり、西部は鹿児島湾（錦江湾）に面して美しい海岸線が見られ、南部は神代三山陵のひとつである吾平山上陵を有する山林地帯がある。1年を通じて温暖な気候や豊かな自然環境に恵まれ、農業・畜産が盛んである。

【地域の状況】(2024年4月1日現在) ●人口/98,442人 ●世帯数/50,731世帯 ●高齢化率/31.02%

車学校に声をかけたところ、突然の相談にもかかわらず、地域貢献の一環として引き受けてくれることとなった。現在、運転ボランティアとして講習を受けた方は9名。仕事を引退した人や、民生委員・児童委員が協力をしてくれた。

以前から実施してきたドライブサロンに、住民が主体となって運営することや、地域の事業者との連携を加えるということから、事業の名称をドライブサロン+（プラス）とした。地域福祉協議会を設置している地域で、ドライブサロンが実施されていなかったり公共交通機関等がない地域に対し、市社協で準備した車両を週1回3時間をめどに、無償貸出をする。令和5年8月から事業を開始し、現在3つの地域福祉協議会が実施している。

住民の利用料は無料。車両のリース代やガソリン代などは市社協が共同募金配分金を財源に負担、乗車する方の保険は『社協の保険』で対応している。運転ボランティアへは、地域福祉協議会それぞれで話し合い、実費（市社協への往復分の交通費程度）を支払う。

利用者の限定はしておらず、高齢者の利用が最も多いが、乳幼児を子育て中の母親が利用しているケースもあるという。

公共交通機関がなく、コミュニティバスのルートからも外れてしまい移動に困っていた地域では、ドライブサロン+（プラス）によりみんなで相談して買い物の場所を決めて行くことができるようになったと喜びの声が多い。利用者の満足度は高く、また、地域福祉協議会のメンバーが地域で必要な方に対して利用にあたって声をかけていくことで、安否確認や孤独・孤立の防止にもつながっていくことが期待されている。

「共同募金は、自分のまちをよくする仕組みです。ドライブサロン+（プラス）に活用することで地域課題の解決に向けた財源となり、非常に理にかなっていると思っています。今後、地域福祉協議会にも募金活動をしていただくといったことができればと考えていて、募金と助成が循環するような共同募金の趣旨に合致する取り組みになってくればいいなと思います」と高江課長補佐。



運転ボランティア安全運転講習会(実技)

課題や展望について

地域福祉協議会の設置は今は1割程度にとどまっている。今年度は、積み重ねてきた取り組みを紹介していくことで、設置を進めていくと同時に、既存の地域福祉協議会のメンバーの拡充や、地域の困りごとに気づく目をもつため、福祉教育との連携などを視野に入れて検討を進めている。

また、令和6年度から、市社協では重層の支援体制整備事業（以下、重層事業）の参加支援事業とアウトリーチ等を通じた継続的支援事業を受託した。地域福祉協議会との関わりの中で、市社協の地域担当者にひきこもりの人について情報が入ってくることもあったが、今まではどのような支援に結び付けていけばいいのか課題を感じていた。しかし、今後は市社協として重層事業により横断的な連携を実施し、支援につなげていきたいと考えている。

「現在、来年度からの生活支援体制整備事業受託に向け、市と協議中です。重層事業に生活支援体制整備事業が加わることで個別支援と地域づくりを一体的にやっていければと思っています」と岩元課長。

市社協では現在、地域コーディネーター2名で市域全体をカバーしているが、今後、さまざまな事業の受託により、人員体制を拡充していくことから、体制整備の検討を進めている。地区担当制により、それぞれの地区に担当職員が入り込んで住民と地域づくりを一緒に進めていけるような体制をめざしている。受託事業についても、地区で横断的に事業を実施できるようにすることで、地域福祉協議会と連携した地域課題の解決から、個別の伴走支援まで、地区担当を中心に、市社協が一体となって取り組むことが考えられる。さらに、職員の資質向上にもつながっていくと考えている。

また、自動車学校と連携した経験から、他の市町村の取り組みを参考に、今後はひきこもりの人への支援に向けた農福連携や、高齢者支援に向けた金融機関との連携、生活困窮者支援として、スーパーなども巻き込んでいきたいとのこと。

住民が主体となって、地域の課題を解決していけるよう、地域福祉協議会の設置や取り組みを促進し、市社協の強化にもつながる取り組みの今後の展開が大いに期待される。



本連載では、実際に市区町村社協の皆さんから提供された事例(ビネット)を用いた検討をもとに、その着眼点や思考のプロセス等をお伝えします。解決を目的とする一般的な事例検討とは異なり、社協職員としての考える力の向上や思考の広がりを目指しています。紹介するコメントが正解というわけではありません。あくまでもいち検討会参加者としての着目点を紹介しているので、ご自身の考えとの異同を味わい、多様な考えに触れてみてください。



今年度は、野村裕美氏(同志社大学 教授)、室田信一氏(東京都立大学准教授)、勝部麗子氏(豊中市社協 事務局長)に加え、事例に登場する本人の状況に理解のある支援機関や当事者団体の方にも検討会に参加いただき、一事例を2号にわたってとりあげます。



さっそくビネットに登場するCSWの立場に立って、「私ならここに着目する」という視点を大切に読み進めてみましょう。

ビネット

10

犯罪歴のある人の地域活動への参加について

(前半)

今回検討会に参加してくれた方

※本事例は個人が特定されないよう一部加工しています。

- 東京都・武蔵野市民社会福祉協議会 木原 由季氏
- 長野県・上田市社会福祉協議会 永井 理恵氏
- 滋賀県・大津市社会福祉協議会 北尾 武志氏
- 愛媛県社会福祉協議会 荒木 孝宣氏

「あなた」はどこにいるの？

ここはとある市社会福祉協議会。私はCSWとして12年目を迎えています。



どのような事例？

ある地区の地区社協会長であり民生委員・児童委員も務めているAさんより、地区社協で実施している夕方の地域パトロールに、40代男性のBさんが新メンバーとして加入することについてCSWに相談がありました。

実は、Bさんは10年ほど前に性犯罪事件を起こし、出所後自宅のあるこの地区に戻ってきたと聞いています。ある時、地域パトロールのメンバーであるAさんの夫から、Bさんを勧誘したとAさんに報告がありました。犯罪歴があることについて、地域活動歴の長い人は知っている情報ですが、Aさんの夫をはじめ経験の浅い人は知らない人も多くいるといえます。

Aさんは、Bさんの過去の出来事について夫や地域パトロールメンバーに伝えてよいのか、立場上個人情報の漏洩につながるのではと危惧していました。また、もしBさんが再び同様の事件を起こしてしまった場合を考えると、Bさんに参加してほしいのが本音ですが、せつかくの社会復帰の機会を奪ってしまっているのか、悩んでいるとのことでした。

どうしてあなたはこの事例を選んだの？

地区社協で検討する機会がつかれず、保護観察所や保護司に相談しましたが結論が出ず、結果的にAさんから相談を受けた10日後にBさんは一度パトロールに参加したきりでその後の関わりはなくなってしまいました。5年以上前に担当した事例ですが、今でもどのような対応がよかったのか疑問が残るため、この事例を選びました。



ビネットを読んで追加で聞いたみていことがあれば質問してください。



Aさんの夫はBさんとどのように知り合い、なぜBさんを誘おうと思ったのでしょうか？



Bさんは初犯でしょうか？また、事件からの10年はこの地区に暮らしていたのでしょうか？



Aさんの夫が自営業をしておりBさんが客として来た際に知り合ったと聞きました。Bさんを誘った理由までは聞いていないとのことでした。



10年前の事件が初犯のようです。自宅はずっと同じ場所にあるものの最近まで見かけなかったそうなので、どの程度服役したかは分かりませんが、出所後は別の地域にいて自宅に戻ってきた可能性も考えられます。

※本連載では、住民と協働して個別支援に取り組む地域福祉コーディネーターやコミュニティソーシャルワーカー等を「CSW」と表記しています。



相談した保護司はBさんの担当ですか？



当時担当していた保護司には、情報開示した時点で個人情報漏洩になるため相談できず、保護観察所や地区の保護司会に一般論としてお話をうかがいました。



保護観察所や保護司に相談して結論が出なかったとありますが、どのような答えだったのでしょうか？



保護観察所に聞いたときは、10年以上再犯がなければ更生したとみなして積極的に地域でも受け入れてほしいと言われましたが、地区の保護司会からは、長年再犯がないとはいえ性犯罪はいつ再犯するかわからないためパトロールメンバーになるのはやめておいた方がよいと、異なる回答を受けたので悩んでしまいました。



Bさんの家族構成や日中の活動については把握していますか？



事件前は妻と子どもがいましたが、再びこの地区に戻ってきた時にはBさんしか見かけないので、おそらく現在は一緒に住んでいないのではないかとというのがAさんの見解でした。日中地域にいるのを見かけてAさんの夫が誘った経緯から、おそらく仕事などはしていないのではないかと思います。



Aさんの本音は、犯罪者は参加してほしくないのか、性犯罪だから参加してほしくないのか、どの部分に不

安感を抱いているのでしょうか？



犯罪者だからというのは根底にあると思いますが、その内容が性犯罪なので特に嫌悪感があると思います。具体的には、パトロール中に欲求のコントロールができず、衝動的に問題行動を起こされたら、メンバーでは止められないのではないかとこのところでは、同じ地域活動でも、例えば茶話会などであればほかの参加者の目もあり、問題が起これにくいのではないかと話していました。



パトロールで街を歩き回ると、どこにどのような人が住んでいるのか情報の入手が可能なため、Bさんがパトロールする立場になることについてAさんは悩まれていると受け止めました。パトロールはどのような人たちがいて、メンバーには腕章などの貸与はあるのでしょうか？また、いつでもつけて歩ける感じなのでしょうか？



メンバーは男性が多く、月1回10名ほどその日集まる人たちで行います。共通の腕章などは貸与していますが、活動日以外に一人で勝手につけて歩いていたら不審に思われます。



Bさんは一度パトロールに参加したきりでその後関わりがなくなったとのことですが、Bさんに対して誰かがお断りや何らかのアクションを起こしたのでしょうか？



一度参加した後はフェードアウトしてしまい、最終的にBさんは自ら参加するのをやめたと聞いています。



今回の事例を考えるにあたっては、“一人の人としての自分”と“支援者としての自分”の思いを整理する必要があると思います。そのうえで社協職員の皆さんならどこに着目しますか。



私個人としては、性犯罪を起こした人のケースは正直受け入れがたいです。身近な人と重ね合わせるとどうしても拭えない抵抗感があります。

しかし、支援者として今回の事例に自分が直面した場合、まずはAさんの話を受け止め、周りの人からも情報収集を行ったうえで、地区社協の活動として、保護司等に協力をいただき、誰とは言わず犯罪を起こした人の社会復帰について考える場を設けることで、住民の理解を深めていけるのではないかと思います。



私はどんな犯罪を起こした人であっても抵抗感を抱かない方ですが、犯罪の中身によって対応方法は変える必要があると思います。今回の事例において、まず提案できる

ことのひとつとして、パトロールメンバーになるためのチェックシートの作成が考えられると思います。犯罪歴や健康状態などの項目について、各自が意識することで、排除ではなくトラブルの予防につながるのではないのでしょうか。そのうえでBさんにはパトロール以外の活動を紹介することもできると思います。



私はBさんの話とは言わずとも犯罪歴のある人が地域活動に参加した場合どのように対応するか、地域の皆さんと話し合いの場を設ける必要があると思います。また、具体的なケースについて検討する際には、専門医の見立ても参考にしながら、さまざまな角度から本人を知ったうえで協議していくことも一つの方法と考えます。

次号 予告！

9月号では、事例検討のなかで生まれた問いに対して、筑波大学教授の原田隆之先生に性犯罪・性的アディクションに関する基本的な知識や当事者の苦悩について解説いただくとともに、CSWや地域住民はどのように関わっていけばよいかについて助言いただきます。

これまで福祉とあまり接点がなかった分野で活躍する人・団体にフォーカスし、福祉や社協の新たな可能性を探る新連載。第3回は、犬や猫が適切な環境で過ごせるための活動を行う「NPO法人一匹でも犬・ねこを救う会」様です。

第3回

社協×動物愛護

人も犬も猫も安心した生活に向けて協働する

特定非営利活動法人一匹でも犬・ねこを救う会 副代表 松井 ルミ氏（長野県）

≫ 団体の活動

NPO法人一匹でも犬・ねこを救う会は、長野県上田市を拠点に、東信地区を中心とした県内各地区で動物愛護法に則り、人・犬・猫が快適に過ごせる街づくりを念頭に活動しています。活動内容は、主に殺処分前や飼い主のなくなった犬・猫（以下、犬猫）の保護・譲渡ですが、適正飼育の普及や子どもたちへの豊かな心を育む教育、交流イベントの開催のほか、行政の職員や一般の方からの多頭飼育や野良猫などの相談も受け、活動をしています。



≫ 福祉関係者との連携

東御市社会福祉協議会より猫の多頭飼育で近隣トラブルになっている世帯の相談を受けたことを機に、ケース会議へ出席しました。その後も、外からはみえないけれど、家の中には何十匹も猫がおり、人にとっても猫にとっても衛生上望ましくない環境で生活をしている単身高齢者世帯やひとり親世帯に関わってきました。こうした世帯では、就労や障害、不登校、ひきこもりなど複合的な課題を抱えるケースも多い印象です。

共通してみえてきたのは、個別の課題とあわせて地域で孤立状態にある世帯の存在です。頼れる親族が少ないうえに、地域住民による声かけや見守りもなく、自らSOSを出すこともあまり見受けられない状況でした。そのなかで、私たちは「適切な環境下で犬猫を育てていくために」を切り口に本人やその家族に寄り添いながら関わっています。公的な支援機関に対する拒否感があったり、福祉関係者がお会いすることが難しい場合に、動物保護の視点で私たちが関わることで抵抗なく支援につながったケースもありました。制度上、行政や社協でないと手続きできない福祉サービスもあるので、役割分担しつつ段階的に自立に向けて関わる必要があると思います。



≫ 子どもたちに正しい知識を

また、子どもたちに犬猫の保護活動について伝える取り組みにも力を入れています。例えば、東御市社協と連携し、夏休みに実施している子どもの学習支援へ参画した際は、犬猫保護の実態や、尊い命が奪われている悲しい現状をお伝えしました。あわせて、犬猫を飼い、命を育てることの大切さや

動物の生態、繁殖のことなどについてもイラストを交えながら伝えていきます。これは、多頭飼育や環境が十分ではない家庭で犬猫が生きている現実を踏まえ、すでに犬猫を飼っている子どもたちはもちろん、将来的に犬猫を飼うとなった場合にぜひ思い出してほしいと考えるからです。子どもたちからは、ペットに対する意識の変化が感じられ、ペットを飼うことへの責任感や、覚悟をもっていきたいとの感想も聞かれました。今後も子どもたちとの継続した関わりをなかで、豊かな心と正しい知識を育んでいきたいと思っています。



≫ 犬も猫も人も豊かで望ましい生活に向けて

私たちが一時的に犬猫を保護したり、片付けをしても、飼い主の知識や手術費用の問題、そして何よりも生活課題が改善しなければ根本的な解決にはつながりません。飼い主（相談者）に寄り添った支援に向け、私たちのような団体が社協や福祉団体と連携してできることが多々あるはずで

また、私たちだけで個別ニーズをキャッチしたり、直接相談者となつたりすることは難しいです。当事者に1番近い位置におられる社協や行政の皆さんには、現状を放置せず、早期解決に向け、危機感をもって多機関とつながるアクションをぜひ起こしてほしいです。これまでケース会議や同行訪問等を通して協働し、就職が決まった方、医療受診につながった方、少しずつ学校に行けるようになった子どもなど多くの事例に触れてきました。それぞれの専門機関や私たちのような団体が連携する強みを感じています。

支援への入り口は違っても、犬猫も含めた家族の望ましい生活に向けての出口は同じだと思っています。今後も犬も猫も人も豊かで幸せな生活を送れるように、そして支援する方々が孤立しないよう、あきらめずに活動を続けていきたいと思っています。



～想いを未来へ繋ぐ～
高校生、大手ホームセンター（綿半）とコラボし譲渡会も開催

仕事に役立つ Topics

福祉の動きを知ろう



住宅セーフティネット法等の一部を改正する法律が成立しました ～住宅政策と福祉政策の連携による居住支援の推進に向けて～

改正の経緯、趣旨

現在、全国で800を超える居住支援法人が指定されており、社協でも22か所が指定を受ける（令和6年3月末時点）など、地域のなかの居住支援の担い手は増えています。

一方、コロナ禍では、居住が不安定な状況に陥りやすい人々が多いことが顕在化しました。また、今後も単身高齢世帯は増加することから、住宅確保要配慮者（以下、要配慮者）の居住ニーズはさらに増加することが見込まれています。

このような課題を背景に、令和5年7月に国土交通省、厚生労働省、法務省の三省合同による「住宅確保要配慮者に対する居住支援機能等のあり方に関する検討会」（以下、検討会）が設置され、住宅政策と福祉政策が一体となった居住支援機能等のあり方が検討されてきました。検討会では、令和6年2月に中間とりまとめが示され、それを踏まえた「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）等の一部を改正する法律案」が令和6年5月30日に可決・成立しました。

改正法の概要

改正法では、①大家と要配慮者の双方が安心して利用できる市場環境の整備、②居住支援法人等が入居中サポートを行う賃貸住宅の供給促進、③住宅施策と福祉施策が連携した地域の居住支援体制の強化が示されています。

具体的には、居住支援法人等が要配慮者のニーズに応じて、入居からその後の安否確認や見守りを行ったり適切な福祉につなげたりする「居住サポート住宅」を市町村が認定するとしています。

また、賃借人の死亡時まで更新がなく死亡後に賃貸契約が相続されない仕組み（終身建物賃借）の推進、残置物処理に困らない仕組みの普及、家賃債務保証業者の認定制度の創設なども進められます。

社協に求められる取り組み

今回の法改正により、市区町村における居住支援協議会の設置が努力義務化されます。住まいに関する入居前、入居中、退去時の支援においては住宅と福祉の関係者の連携が重要になることから、居住支援協議会未設置の自治体では、行政にはたらきかけるとともに、社協として協議会に参画して役割を發揮していくことが必要です。

また、自立相談支援事業を受託している社協においては、生活困窮者自立支援法改正を踏まえ^(*)、住まいに関する相談を受け付け、地域の居住支援法人や居住支援協議会と連携して支援を進めることが期待されます。

住まいに関する相談は人々の生活に直結する課題ですが、緊急対応が必要なものも多くあり、相談内容も多分野にわたります。そのため、地域における居住支援体制の強化に向けては多機関との連携が不可欠です。

(*)生活困窮者自立支援法の改正については、NORMA7月号のTopicsをご参照ください。

改正法の概要

1. 大家が賃貸住宅を提供しやすく、要配慮者が円滑に入居できる市場環境の整備

【住宅セーフティネット法、高齢者住まい法、住宅金融支援機構法】

- 終身建物賃借^(※)の利用促進
※賃借人の死亡時まで更新がなく、死亡時に終了する（相続人に相続されない）賃貸借
・終身建物賃借の認可手続を簡素化（住宅ごとの認可から事業者の認可へ）
- 居住支援法人による残置物処理の推進
・入居者死亡時の残置物処理を円滑に行うため、居住支援法人の業務に、入居者からの委託に基づく残置物処理を追加
- 家賃債務保証業者の認定制度の創設
・要配慮者が利用しやすい家賃債務保証業者（認定保証業者）を国土交通大臣が認定
⇒（独）住宅金融支援機構の家賃債務保証保険による要配慮者への保証リスクの低減
- 居住サポート住宅による大家の不安軽減^(2、参照)

2. 居住支援法人等が入居中サポートを行う賃貸住宅の供給促進

【住宅セーフティネット法】

- 居住サポート住宅^(※)の認定制度の創設
※法律上は「居住安定援助賃貸住宅」
・居住支援法人等が、要配慮者のニーズに応じて、安否確認、見守り、適切な福祉サービスへのつながりを行う住宅（居住サポート住宅）の供給を促進（市区町村長（福祉事務所設置）等が認定）
⇒生活保護受給者が入居する場合、住宅扶助費（家賃）について代理納付^(※)を原則化
※生活保護受給者は住宅扶助費を一旦受け取った後に賃貸人に支払うが、特例として保護の実施機関が賃貸人に直接支払う
⇒入居する要配慮者は認定保証業者^(1、参照)が家賃債務保証を原則引受け

<居住サポート住宅のイメージ>



3. 住宅施策と福祉施策が連携した地域の居住支援体制の強化

【住宅セーフティネット法】

- 国土交通大臣及び厚生労働大臣が共同で基本方針を策定
- 市区町村による居住支援協議会^(※)設置を促進（努力義務化）し、住まいに関する相談窓口から入居前・入居中・退去時の支援まで、住宅と福祉の関係者が連携した地域における総合的・包括的な居住支援体制の整備を推進
※地方公共団体の住宅部局・福祉部局、居住支援法人、不動産関係団体、福祉関係団体等が構成員とした会議体



【目標・効果】

- (KPI) ① 居住サポート住宅の供給戸数：施行後10年間で10万戸
- ② 居住支援協議会を設立した市区町村の人口カバー率：施行後10年間で9割

「基本要項2025」への期待

第4回



葛西 勇樹氏 (青森県社会福祉協議会 地域福祉課 課長)

身体障害者療護施設に5年間勤務し、平成14年4月入職。市町村社協支援や総務企画等の担当を経て、平成27年4月より生活支援課にて生活困窮者自立相談支援事業、重層的支援体制整備事業の多機関協働事業等および後方支援事業等に従事。本年度より現職。

社協職員としての芯

はじめに、「基本要項2025」策定の検討委員会の皆さまには、変化の大きい昨今の社会情勢を踏まえつつ、これからの『社協のあるべき姿』としてとりまとめにご尽力いただいております。心より感謝申し上げます。

私は2002年4月に青森県社協に入職し、地域福祉担当に配属されました。当時は『新・社会福祉協議会基本要項』の時代でしたが、まったく耳にしたこともなく、むしろ『社協って何するところだろう』とっていました。

その後、市町村社協支援や職員研修、合併支援等の業務に関わるうちに新・基本要項に何度も触れることになり、『自分が描く社協像がここに書いてある!』と業務を進めるうえでの目標となりました。この時、社協職員としてひとつの『芯』ができたのを今でも覚えています。

生活困窮者支援、重層的支援体制整備事業の多機関協働事業等を担当した際は、新・基本要項の5つの活動原則を指針として社協が推進すべきことを考え、対象者を限定しない相談支援や福祉、医療、就労、居住、産業など幅広い関係機関との連携・協働、参加の場となる地域づくりなどに取り組んできました。

「住民ニーズ」を真ん中に

新・基本要項と比較して基本要項2025(第一次案)をみると、新・基本要項の「福祉ニーズ」という文言から全編を通して「住民ニーズ」としてまとめられているという印象を受けました。ここに「これからの社協のあるべき姿」に対するメッセージが込められていると考えています。

日本の社会福祉は社会が発展するなかで「福祉制度」として整備され、質・量とも充実してきました。これはとても重要なことですが、反面、制度は対象者を定義づけ、縦

割りの弊害を生みました。制度に当てはまらない人は社会的孤立や生活困窮という状態に陥り、「困りごとを抱え、立ち止まってしまう住民」となっていたように思います。

基本要項2025(第一次案)では、住民を「生活と自治の主体」として定義づけ、住民のニーズを単に解決すべき地域生活課題としてではなく、「誰かの役に立ちたい」という自己肯定感を生み出す行動を含むものとして整理されています。社協はそうした「住民の思い」を真ん中に、豊かな地域社会を作っていくことを使命としています。これはとても大切な視点で、社協全体で孤独・孤立の課題に真正面から立ち向かい、住民と一緒に人と人とがつながりを生み出す社会を作っていくというメッセージに感じられ、社協職員として身が引き締まる思いがしました。

全国の社協職員の皆さんへ

社協設立以来、社協職員の先輩方は住民の福祉ニーズにしっかり対応をしようと汗を流し、基本要綱(1950年)、基本要項(1962年)、新・基本要項(1992年)と受け継いできました。今を生きる我われは、現在の社協が先輩方の努力のうえに成り立っていることをしっかりと認識し、『福祉』ニーズから『ふくし(ふだんのくらしのしあわせ)』ニーズに立脚した活動を、それぞれの創意工夫で展開・発展させていかなければならないと感じています。

住民ニーズは生活ニーズです。制度の枠には決して収まりません。社協はあらゆる住民ニーズをつなげる『プラットフォーム』であり、多様性をつなぐを生み出す協働の中核です。基本要項2025(第一次案)に掲げられている社協の使命、原則を踏まえ、果たすべき機能を発揮し、住民誰もが「ここに居ていい」と感じられる日本を、全国の社協職員で力を合わせて作っていただければいいなと心から思います。

編集後記

夏本番。暑さだけではなく多くの青春が詰まったこの季節。皆さんは、どんな夏の風物詩を想像しますか。花火、浴衣、祭り、お盆、ビアガーデン、流しソーメン、蚊取り線香、風鈴、スイカ、絵日記、自由研究...などを連想されるのではないのでしょうか。私は、やはり夏休みといえば「大好き!五つ子」からの「キッズ・ウォー」は外せないと思っています。あの日、夏休みの宿題に追われつつも、花王愛の劇場から始まるあのホットプレートの朝ごはん。当時は、純粋にドラマとして見ていましたが、回想してみると、家族、地域、育児、地域、非行、いじめ、など当時の社会情勢へのメッセージがあったのではないかと考え始めました。あの時の子供たちはきっと同世代ですね。あの頃の心のまま大人になりました。(徳)

>>> アンケート

今後の企画・編集の参考にさせていただきますので、読者アンケートにご協力ください。



INFORMATION

案内 基本要項2025 第一次案への意見照会について

ご意見をお待ちしております。
※社協の役職員専用ページとなります。

書籍紹介 コロナ特例貸付の借受人へのフォローアップ支援事例集

全国社会福祉協議会
頒布価格 500円(税込・送料別) A4判 82頁
2024年3月発行

